

# 大阪大学コンピュータクラブ(略称: OUCC) 規約

## 第一章 総則

- 第一条 大阪大学コンピュータクラブ(以下、当部と呼ぶ)は、部の名としてこれを称し、大阪大学学部生および大学院生により構成される。
- 第二条 当部は、コンピュータに関連する多種多様な事柄を通じ、部員相互の技能向上、並びに親睦を図り、以て人格形成に寄与し、健全な学生としての成長を促すことを目的とする。
- 第三条 当部は前項の目的を達成するため、次のような活動を行う。
- 一、各種技能向上のための研究と調査
  - 一、部員相互の親睦を深めるための合宿
  - 一、大学祭への参加
  - 一、他大学の志を同じくする団体との交流、その他

## 第二章 組織

- 第四条 当部は役員会を有する。
- 第五条 当部は部会を有する。
- 第六条 当部は班を有する。

## 第三章 役員会

- 第七条 当部は、部の運営に携わる責任者として次の役員を置き、これを構成員として、部の運営および維持管理を目的とした役員会を設置する: 部長、副部長、会計係、渉外係、その他部会の求めにより設置される役職。
- 第八条 役員の変更は役員会における推薦並びに、部長の承認により行われるものとする。
- 第九条 役員の任期は4月1日より翌年3月末日までの1年とする。ただし、部長、副部長をのぞく留任および兼任は妨げないものとする。

## 第四章 部会

- 第十条 部会は最高議決機関であり、年2回以上部長及び副部長がこれを開く権利を持つ。
- 第十一条 部会は全部員の1/3以上の出席を以て成立する。
- 第十二条 議決は出席者の過半数を以て行う。

## 第五章 班

- 第十三条 班とは、コンピュータに関するある特定の分野の技能向上およびそれを通じた相互交流を目的とし、班長を代表とする当部の有志により構成される組織である。

## 第六章 財政

- 第十四条 会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。
- 第十五条 外部の組織から一定の条件を以て寄付される資金を援助金と呼ぶ。ただし、その条件により部の第二条の目的が損なわれぬよう十分に配慮する。

第十六条 部員及び卒業生が、入部金及び部費とは無関係に任意で納める資金を内部寄付金と呼ぶ。

第十七条 当部の運営経費は、入部金、部費、援助金、内部寄付金を以てこれに充てる。

第十八条 入部金、部費、援助金、内部寄付金の運用方法は、部会において決定される。

第十九条 部員は、所定の部費を前期と後期の2回納入するものとする。

第二十条 会計係は部会において会計報告を行い、部会の会計監査を受けるものとする。

## 第七章 入部・退部

第二十一条 当部への入部は、部長又は副部长への申告、学生証の提示、そして入部金の納入を以て行う。ただし、再加入者の場合は該当期の部費の納入を必要とする。

第二十二条 当部からの退部は、部長又は副部长への文章による届け出を以て行う。

## 第八章 部員・卒業生の定義

第二十三条 大阪大学又は同大学院の学生であり、かつ該当期の部費を期日までに納めた者を部員とする。

第二十四条 部費の納入をやめた者で、部長又は副部长が卒業生の資格を持つと認めた者を卒業生とする。

原則として研究室配属・進学・卒業等の節目に引退した者に与えることとするが、部長又は副部长の判断で当部の発展に多大なる貢献をした者などにも与えることができる。なお、2021年9月18日以前に卒業生とみなされていた者に関しては、本改正規約発効後も引き続き卒業生として扱う。

第二十五条 部費の滞納等の諸理由で部員でなくなった者は、部費の納入により即座に部員に復帰できる。ただし、除名等の特別な理由による場合はこの限りではない。

第二十六条 部員は、部会での発言権・議決権や外部イベントへの参加権を含む全ての権利を持つ。

第二十七条 卒業生は、内部オンラインコミュニティへの参加を含め部会での議決権を除く部員と同等の権利を持つ。ただし、卒業生が当部構成員と認められることはない。

第二十八条 部員及び卒業生のどちらでもなくなった者は、当部で活動する権利を失う。部長及び副部长は、該当者を内部オンラインコミュニティから追放することができる。ただし、公開オンラインコミュニティにおける活動に関してはこの限りではない。

## 第九章 除名

第二十九条 当部は部会の決議により、次の各項に該当する者を除名できる。

- 一、当部の名誉を著しく傷つけた者
- 一、その他、当部の発展に対して障害となるとみなされた者

## 第十章 部長の解任

第三十条 部長が次のいずれかに該当する場合、部員は部長の解任の是非を問うためにのみ臨時部会を開き、その議決を以て部長を解任できるものとする。

- 一、心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき
- 一、部員でなくなったとき
- 一、当規約に違反し、引き続き職務を行うことが適当でないと認めるとき
- 一、当部員の2/3以上の署名による申し出があったとき

第三十一条 前条により部長が解任された場合、部長が空席の間、副部長がその代理を務めるものとする。

#### 第十一章 補則

第三十二条 規則改正は、部会の出席者の2/3以上の賛成を要する。

第三十三条 当部の部室を以下に置く

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-10

第三十四条 当規約は2011年5月13日より施行する。

(2021年2月13日一部改正)

(2021年9月18日改正)

(2022年1月15日一部改正)